

壮瞥町
第3期障がい者計画

平成29年1月

目 次

第1編 総 論

第1章	計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格・位置づけ	
3	計画期間	
4	計画策定の体制と経緯	
5	計画管理等の体制としくみ	
第2章	障がい者を取り巻く現状	7
1	障がい者数の現状	
2	障がい者の実態と意向	
3	障がい者関連団体等の現状	
第3章	障がい者施策の考え方	25
1	障がい者施策のビジョン	
2	基本の方針	
3	ビジョン実現に向けた施策・サービス体系	

第2編 障がい者計画

第1章	地域生活を支える福祉サービスの充実	29
第2章	保健・医療体制の確保・充実	30
第3章	個性と可能性を伸ばす教育・療育	32
第4章	自立と社会参加を促す就労支援	34
第5章	自己実現活動への支援	35
第6章	福祉意識の啓発と交流	37
第7章	安心して暮らせる福祉環境づくり	39
第8章	地域福祉ネットワークの形	42

第1編 総論

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

本町においては、「第4次壮警町まちづくり総合計画」の基本構想の中で「健やかな暮らしのまちづくり」を4つの柱のひとつとして掲げ、障がいのある人の福祉の向上を目標として、障害者基本法に基づく「壮警町障がい者計画」（計画期間：平成18～23年度まで）及び当時の障害者自立支援法に基づく「壮警町障がい福祉計画」（計画期間：平成18年～20年度まで）、「第2期壮警町障がい福祉計画」（計画期間：平成21～23年度）、を策定し、障がいのある人の地域での生活を支援する施策を展開してきました。

この間、障がい者施策では、平成15年度には、行政がサービスの提供を決定する「措置制度」から利用者の自己決定を基本とした「支援費制度」へと転換があり、平成18年度には、障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化されました。

平成23年8月には「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義の見直しや、合理的な配慮などが新たに規定され、本町においては平成24年3月に「第2期壮警町障がい者計画」（計画期間：平成24～平成28年度）及び「第3期壮警町障がい福祉計画」（計画期間：平成24～26年度）を策定しました。

その後も平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」が施行され、平成25年4月に「障害者自立支援法」に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会づくりが進められています。

本町では、これら法の趣旨に鑑み、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、「第3期壮警町障がい者計画」を策定することとしました。

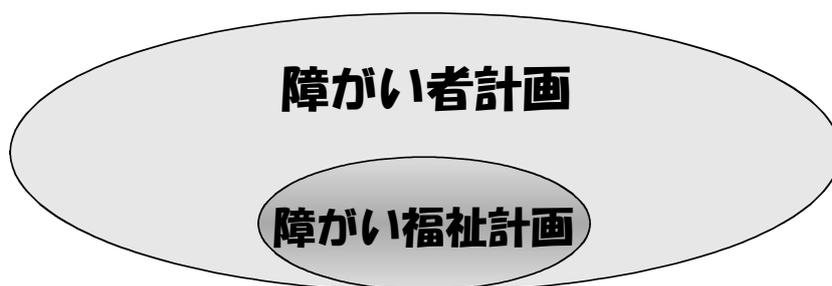
2 計画の性格・位置づけ

(1) 「障がい者計画」・「障がい福祉計画」

「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障がい福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障がい者計画」は、本町における障がい者関連個別計画の最上位計画として位置づけられる計画であり、「障がい福祉計画」を内包するものとして、両計画を一体的に策定します。



	障がい者計画	障がい福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法
計画期間	中長期	3年間 ※但し、第4期計画の計画期間は平成29年度まで)
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障がい福祉サービス等の必要量や確保に関して定める

障害者基本法

第11条第3項

市町村長は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者総合支援法

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 「障がい者」の定義について

本計画における障がい者の定義については、原則として障害者基本法における「障害者」の定義のとおりとなります。

障害者基本法
<p>第2条</p> <p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。</p> <p>(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>

但し、障がい者数を扱う場合等、定量的なデータ把握・推計が必要な場合にあっては、原則として各障がい者手帳所持者を当該各障がい者として扱っています。

定量的な把握が必要な場合における各障がい者の定義

定 義	
身体障がい者	身体障がい者手帳の所持者
知的障がい者	療育手帳の所持者
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の所持者

3 計画期間

「障がい者計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を平成29～33年度の5年間とします。

	平成											
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年		
障がい者計画	第2期計画					第3期計画						
障がい福祉計画	第3期計画				第4期計画							

4 計画策定の体制と経緯

(1) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、対象の方々の意見を反映するためにいくつかの手法を用いました。

① 壮瞥町障がい者地域自立支援協議会での協議

障がい者当事者団体並びに障がい者福祉に関連する事業者、相談支援事業所、町内医療機関等で構成される壮瞥町障がい者地域自立支援協議会において、協議を行いました。

② アンケート調査の実施

本町にお住まいの障がいのある人の実態やニーズを把握し、これらの諸データを含めた地域状況を踏まえ、本計画を策定しました。

③ 関係者へのニーズ調査の実施

町内の福祉団体、障がい福祉関係事業所の職員、利用者の方からご意見を伺いました。

(2) 計画策定の経緯

[壮瞥町障害者アンケート調査の実施概要]

【調査対象母集団】

◇居住地が壮瞥町であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、福祉サービスの利用者。

【調査方法】

◇郵送留置法によるサンプル調査

【調査基準日】

◇平成28年7月1日

【調査期間】

◇平成28年8月2日～8月31日

【配布数と回収数】

◇配布数230票、回収数99票（回収率43%）、有効回収数99票

5 計画管理等の体制としくみ

(1) 「壮警町障がい者地域自立支援協議会」による計画管理

壮警町では障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会として「壮警町障がい者地域自立支援協議会」を設置し、障害者福祉施策の計画的推進及び、地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っています。

この計画は、壮警町障害者地域自立支援協議会により、計画の進捗状況の確認・分析及び評価等を行います。

[所掌事務]

- ◇障がい者福祉施策に係る計画策定に関する協議
- ◇障がい者福祉サービス提供体制に関する協議、調整
- ◇相談支援事業者の運営評価等
- ◇困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ◇地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ◇地域の社会資源の開発、改善
- ◇市町村相談支援機能強化事業等の活用に関する協議
- ◇障がい者計画等の策定及び実施状況の確認等
- ◇その他地域の障害者福祉施策を推進するために必要な事項

(2) 国・道及び近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国及び北海道の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。

また、事業者や障がい団体、ボランティア団体の多くが広域的な支援体制を構築していることから、福祉サービスの基盤整備、相談支援等、広域的な対応が望まれる施策にあっては、胆振圏域を基本とした、近隣市町との広域的な連携・協力のもと実施していきます。

(3) 関係機関における連携

障がい福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など様々な分野が連携していきます。そのため、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

(4) 共助による地域支援の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等による支援や協力が重要です。障がい者一人ひとりのニーズにあったサービスの提供を行うため、ボランティア団体の育成に努めながら、行政・当事者団体・ボランティア団体・関係機関等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら施策を推進していきます。

(5) 計画の分析・評価（PDCAサイクルの実施）

壮警町障がい者地域自立支援協議会は、計画の各段階において、施策の進捗状況及びその実効性の確認並びに分析・評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更その他の必要な措置をとります。

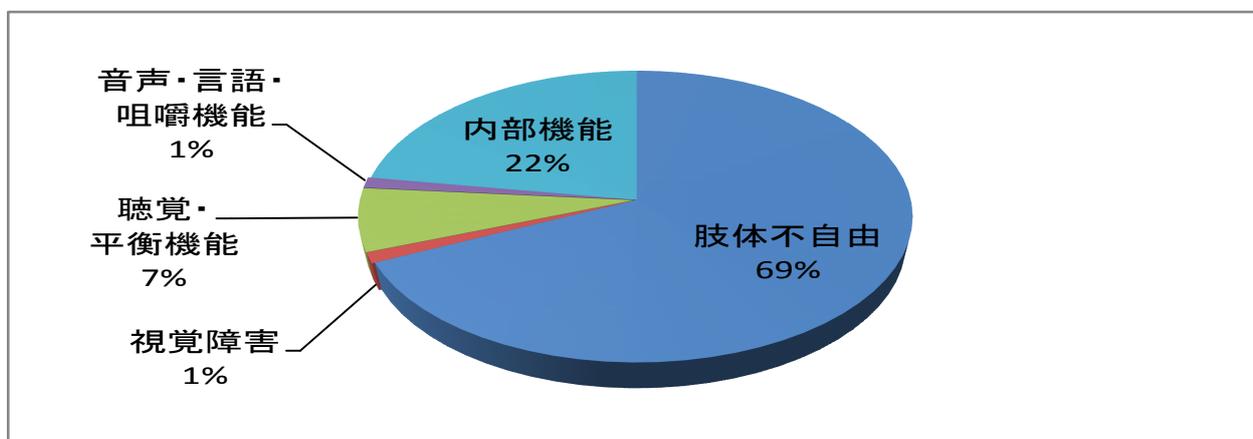
第2章 障がい者を取り巻く現状

1 障がい者数の現状

本町に住民票があり、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの方は226人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が171人、知的障がい者が36人、精神障がい者が19人となっています。(平成28年7月末日現在)

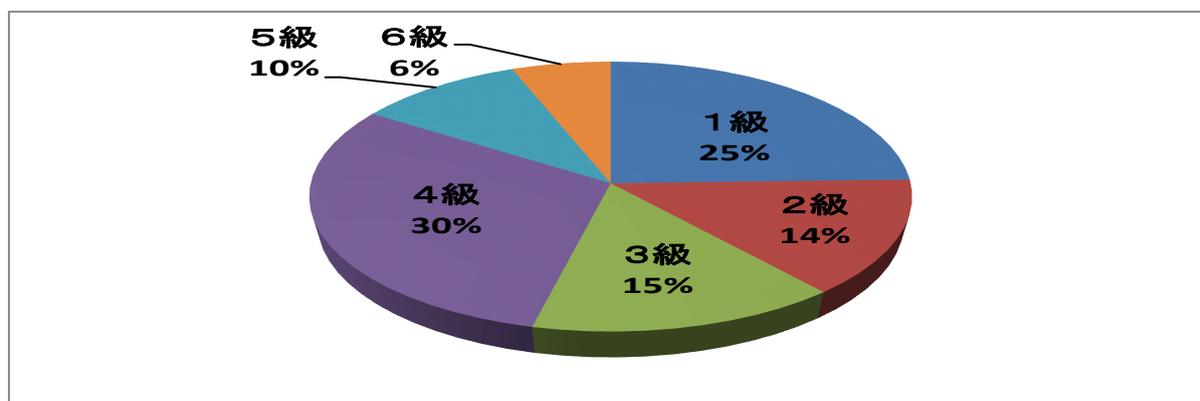
(1) 身体障害者手帳所持者数

区分	肢体不自由	視覚障害	聴覚・ 平衡機能	音声・言語・ 咀嚼機能	内部機能	合計
所持者数	117	2	12	2	38	171
割合	69%	1%	7%	1%	22%	100%

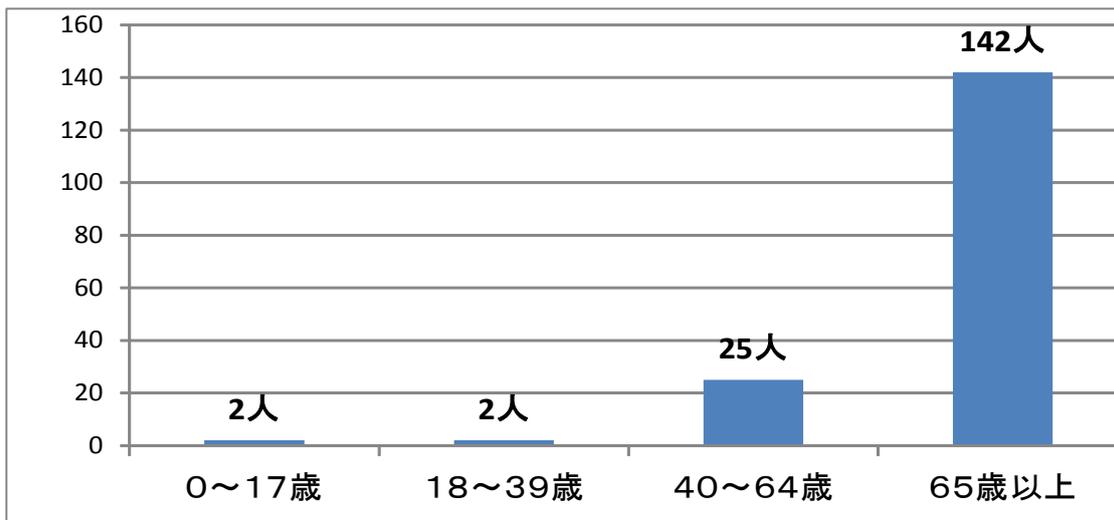


(1) -2 身体障害者手帳の級別所持者数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
所持者数	42	24	26	52	17	10	171
割合	25%	14%	15%	30%	10%	6%	100%



(1) -3 身体障害者手帳所持者の年齢構成



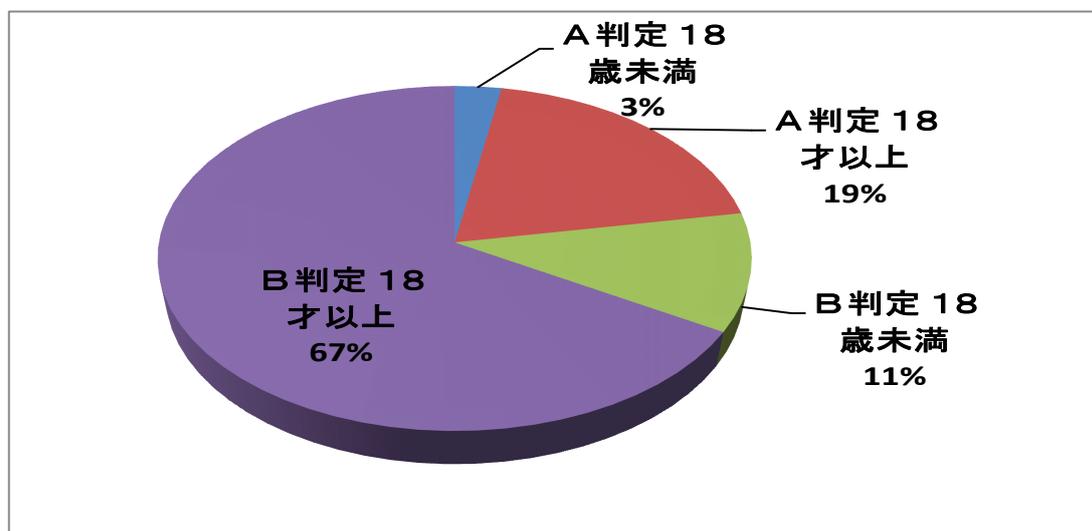
身体障がい者手帳をお持ちの方は、種別で見ると肢体不自由が117人で最も多く、全体の69%となっています。

等級別に見ると4級の手帳をお持ちの方が52人で30%、1級の手帳をお持ちの方が42人で25%となっています。

年齢別に見ると、172人の内65歳以上の方が142人と、全体の83%となっています。

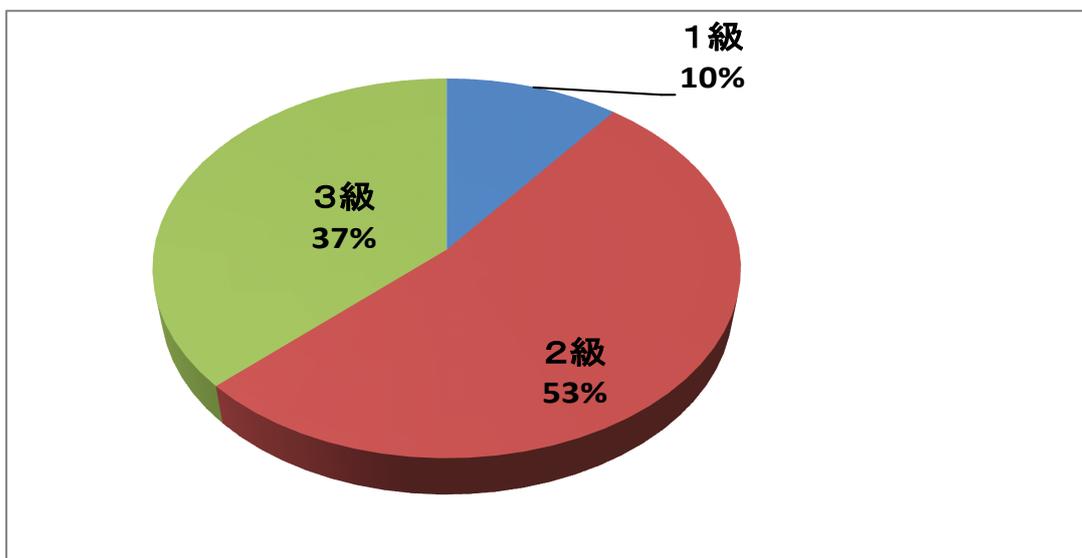
(2) 療育手帳所持者数

区分	A判定		B判定		合計
	18歳未満	18才以上	18歳未満	18才以上	
所持者数	1	7	4	24	36
割合	3%	19%	11%	67%	100%



(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

区分	1級	2級	3級	合計
所持者数	2	10	7	19
割合	10%	53%	37%	100%



療育手帳交付者は、全体36人の内、18歳以上のB判定を受けた方が最も多く、全体の67%となっています。

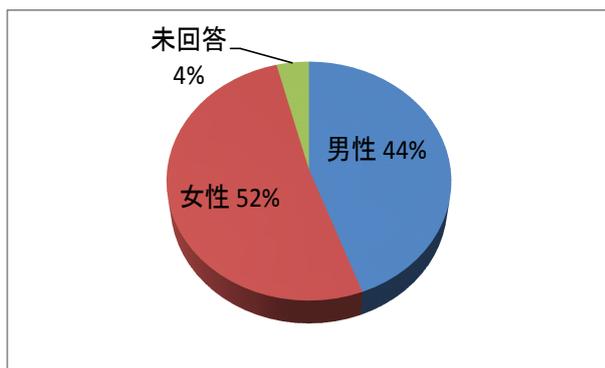
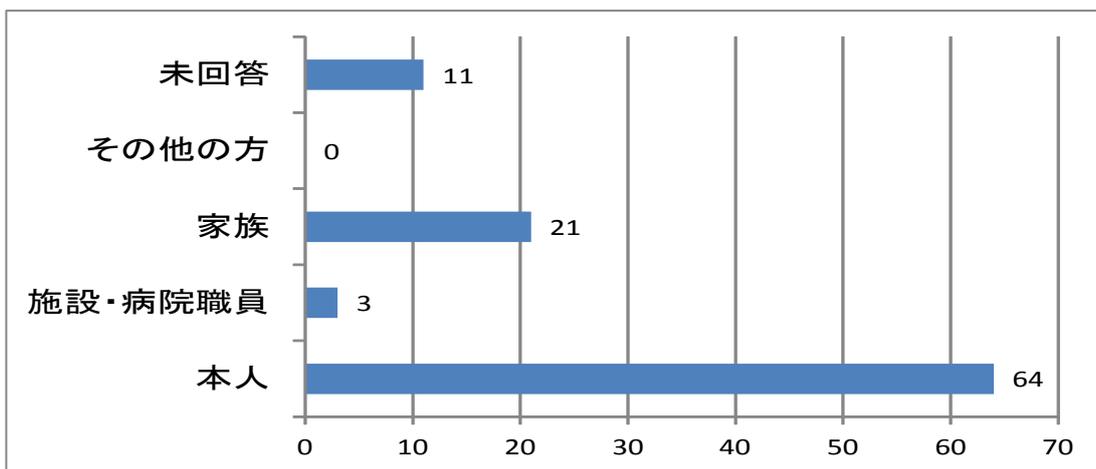
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、2級の手帳をお持ちの方が全体の53%となっています。

2 障がい者の実態と意向

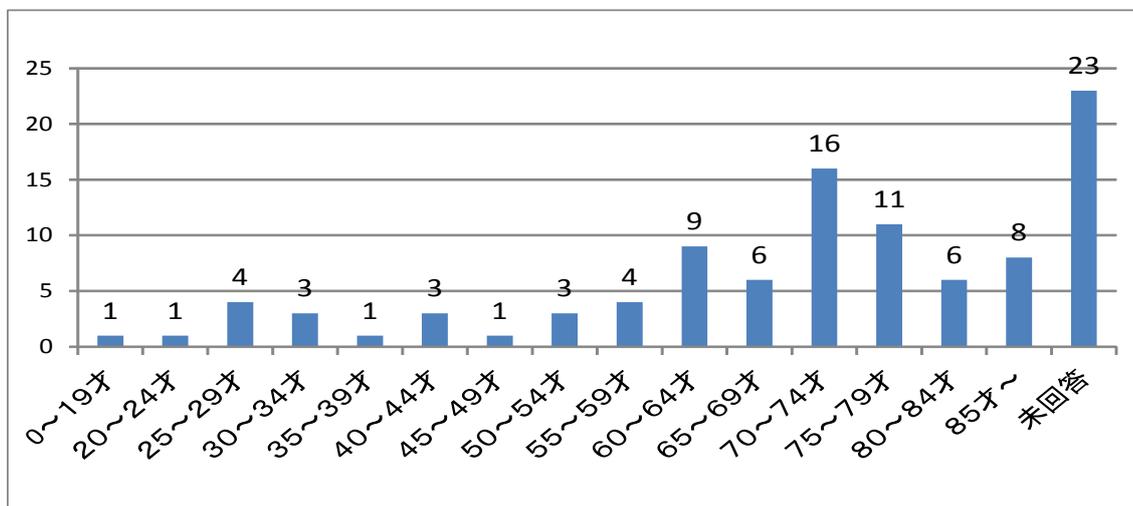
障がい者の実態と意向について、「壮警町障がい者アンケート調査」及び「関係者へのニーズ調査の実施」の結果に基づき整理すると次のとおりです。

(1) アンケート回答者について

アンケートに回答したのは総数99票のうち「本人」が64票、「家族」が21票と なっています。

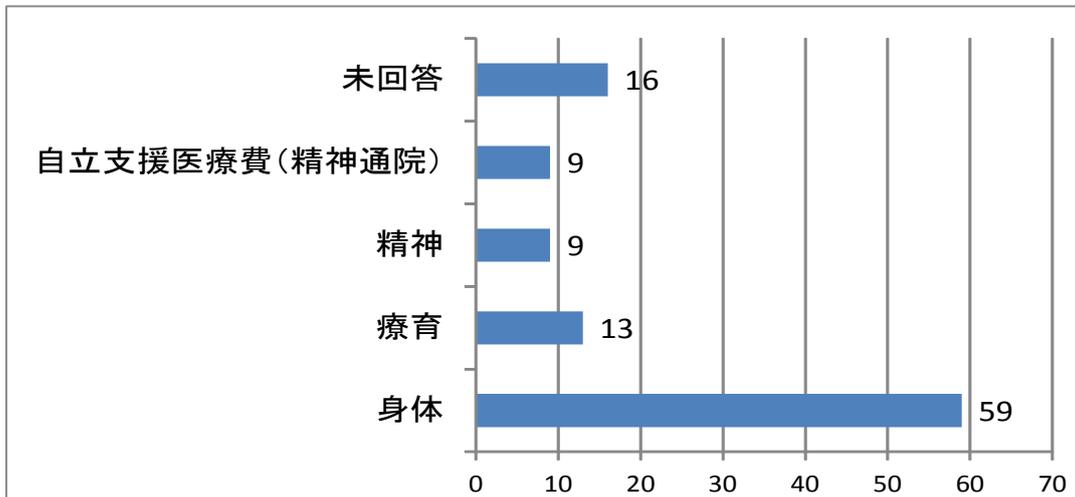


回答者の52%が女性であり、また65才以上の回答者が47人で全体の約47%となっています。

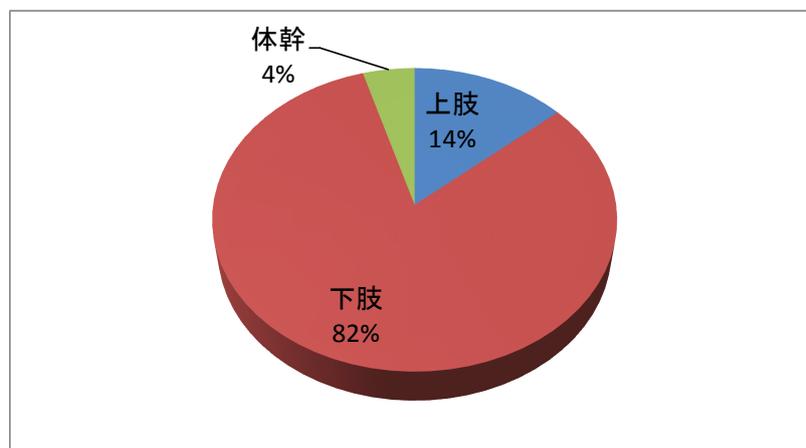
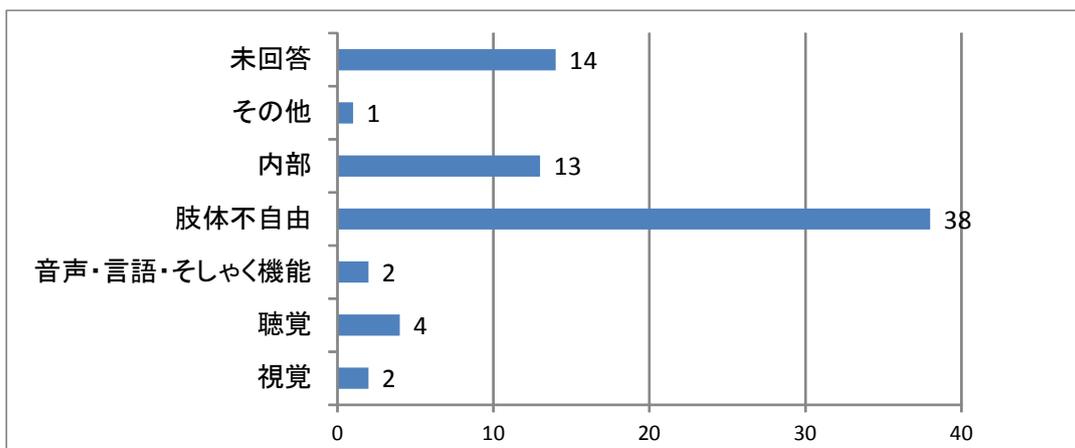


回答者 99 人のうち、身体障害者手帳所持者が 59 人、療育手帳所持者が 13 人、精神保健福祉手帳所持者が 9 人、自立支援医療費（精神通院）受給者が 9 人となっています。

身体障害者手帳と療育手帳の重複所持者 1 人、身体障害者手帳と自立支援医療の重複受給者 2 人、精神保健福祉手帳と自立支援医療の重複者 4 人を含んでいます。

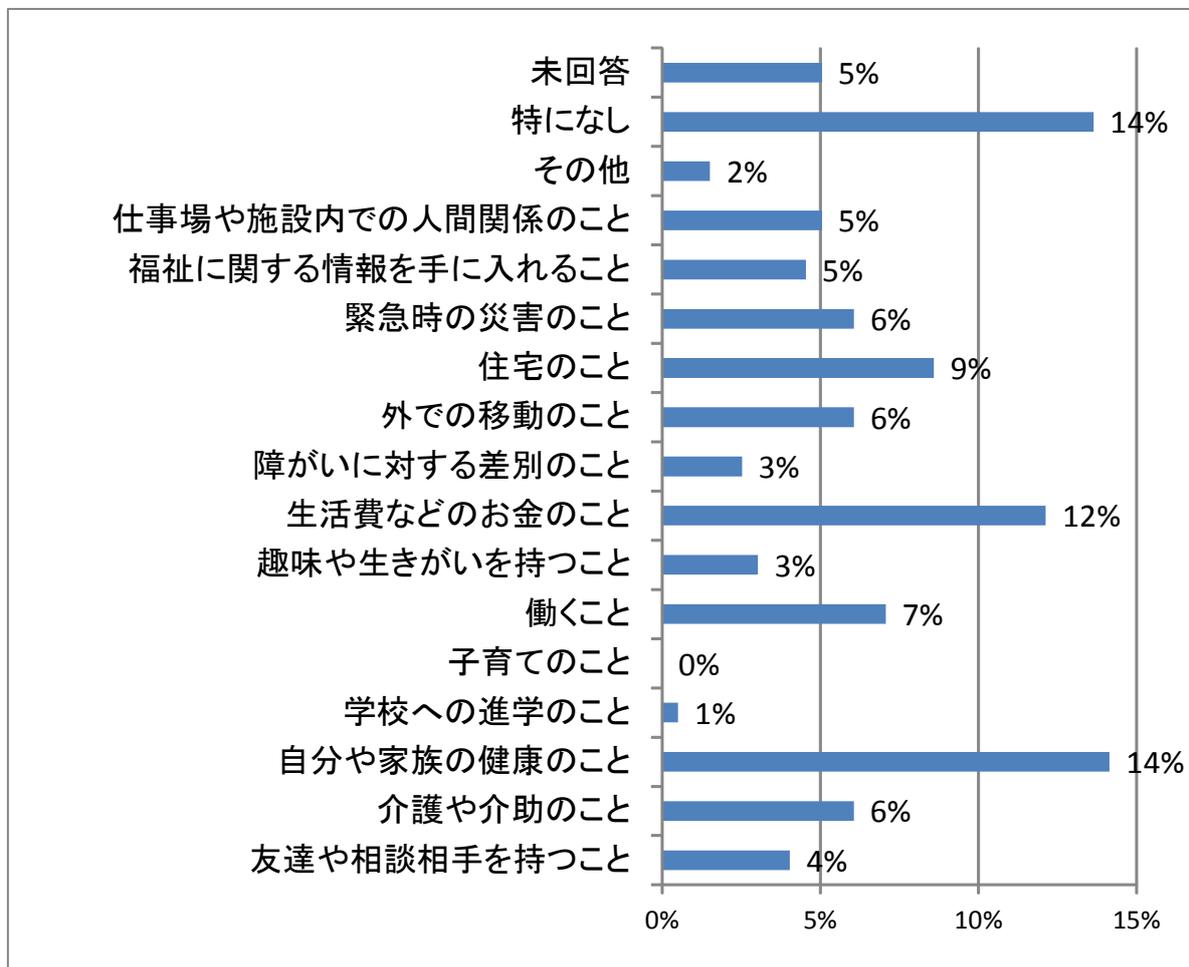


身体障がいの内容では、肢体不自由が 38 人で最も多くなっています。肢体不自由の部位については、下肢障がいが 82% となっています。

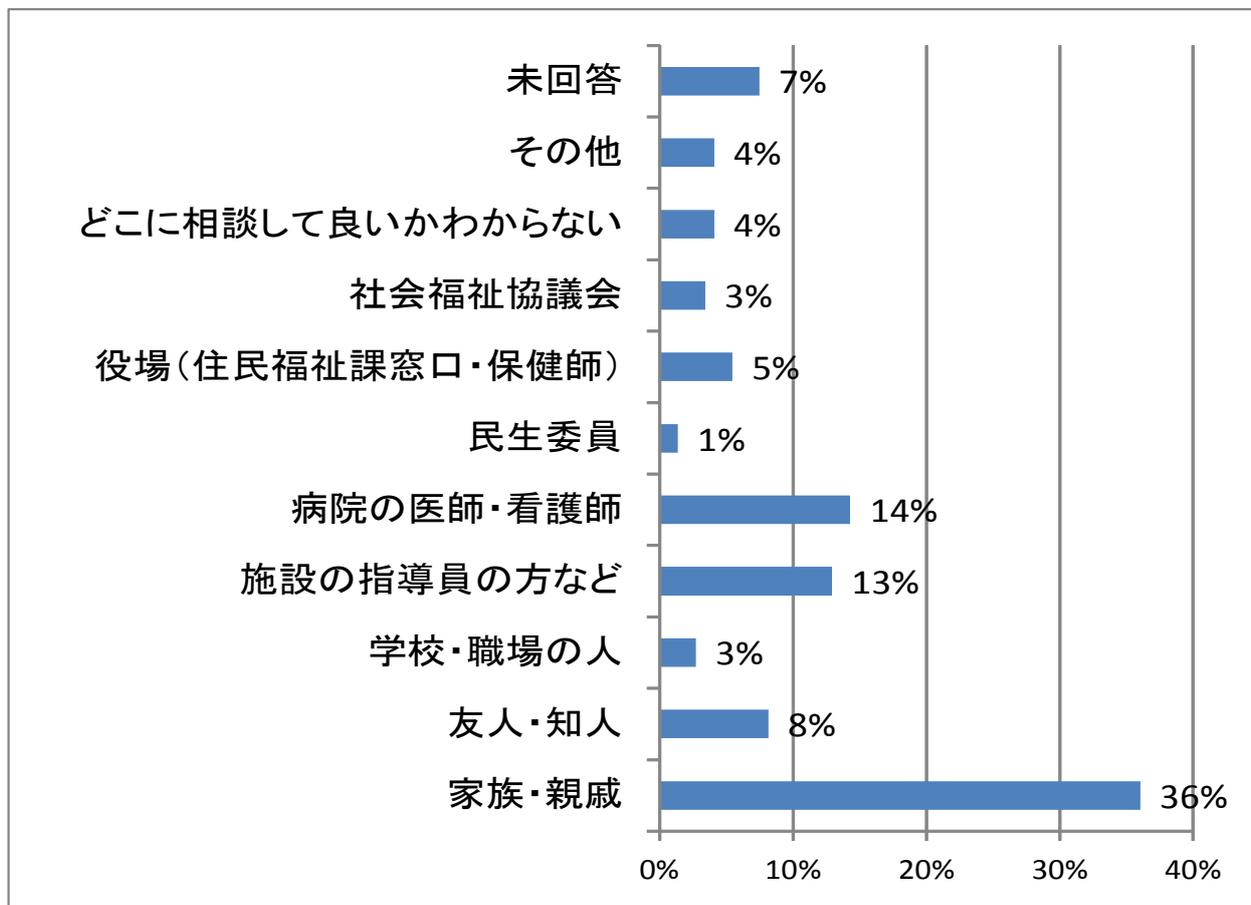


(2) 相談情報提供について

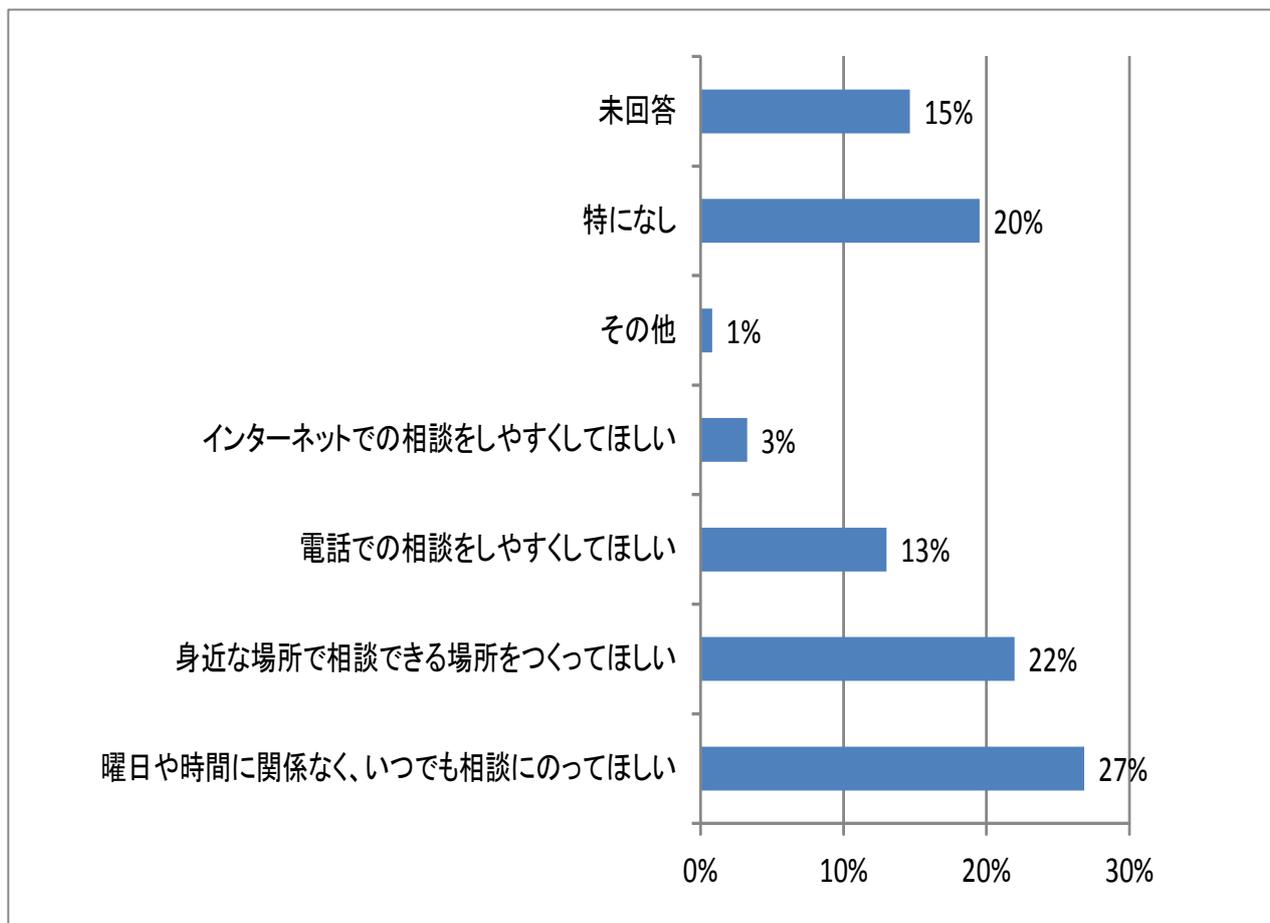
「悩んでいることや相談したいこと」については「自分や家族の健康のこと」が14%と最も多く、次いで「生活費などお金のこと」が12%、「住宅のこと」が9%となっています。



「悩んでいることを相談する相手」は、「家族・親戚」が36%と回答率が高く、次いで「病院の医師・看護師」が14%、「施設の指導員の方など」が13%となっています。

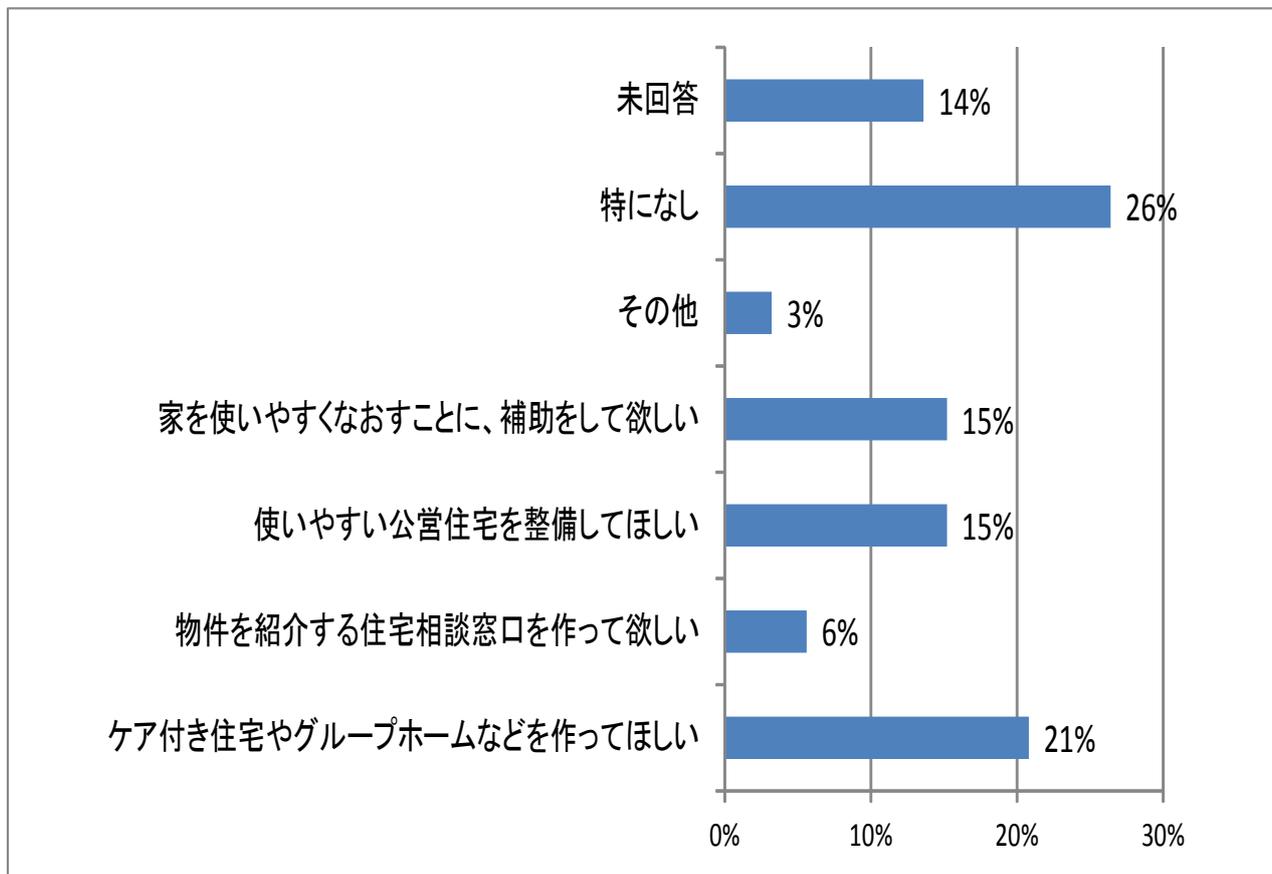


「相談しやすくなるために必要なこと」としては、「曜日や時間に関係なく、いつでも相談にのってほしい」が27%、「身近な場所で相談できる場所をつくってほしい」が22%となっています。



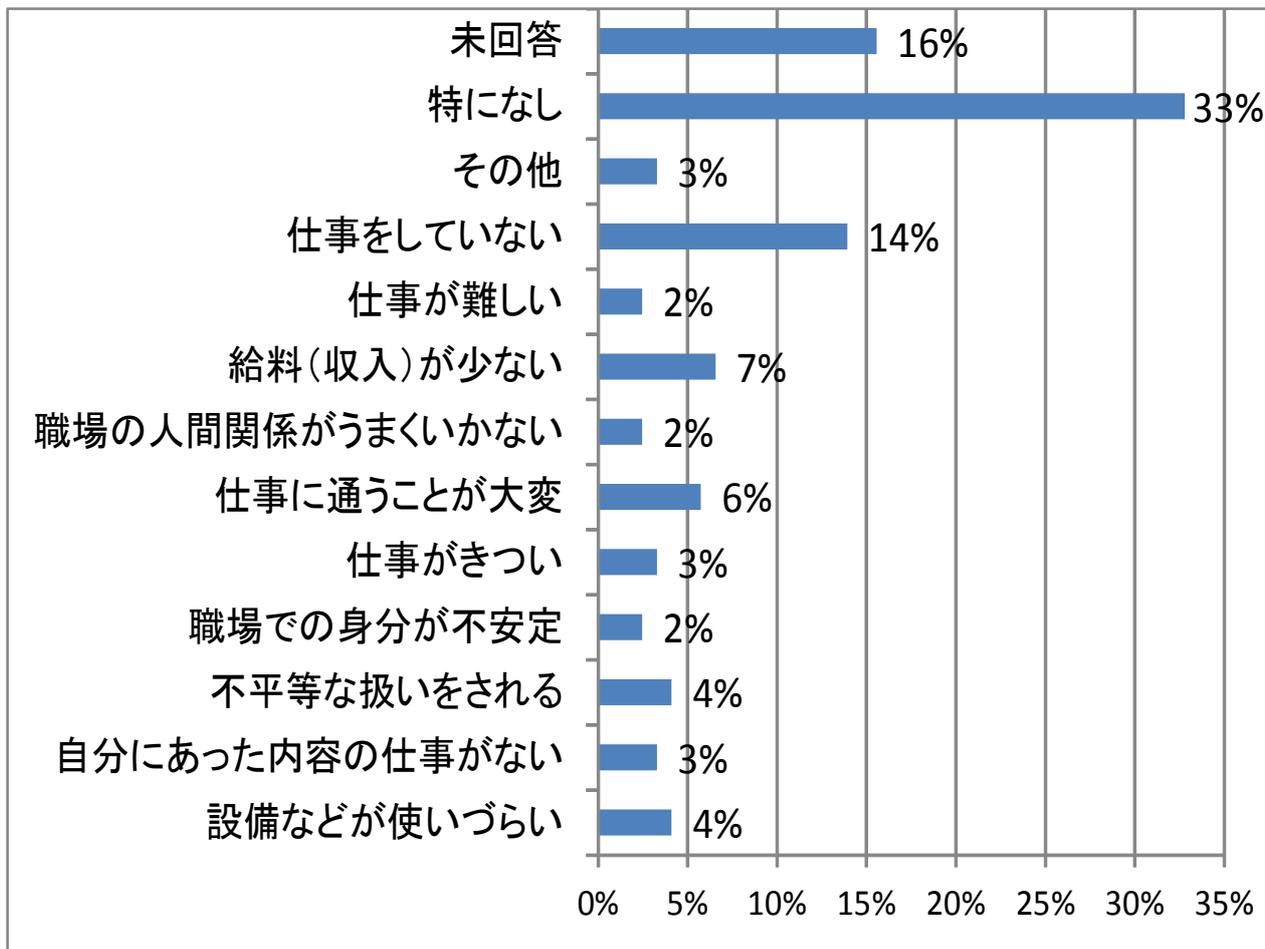
(3) 住まいについて

「町の住宅対策として今後特に望むこと」については、「ケア付き住宅やグループホームなどを作ってほしい」が21%、「家を使いやすくなおすことに、補助をして欲しい」と「使いやすい公営住宅を整備してほしい」、がともに15%となっています。

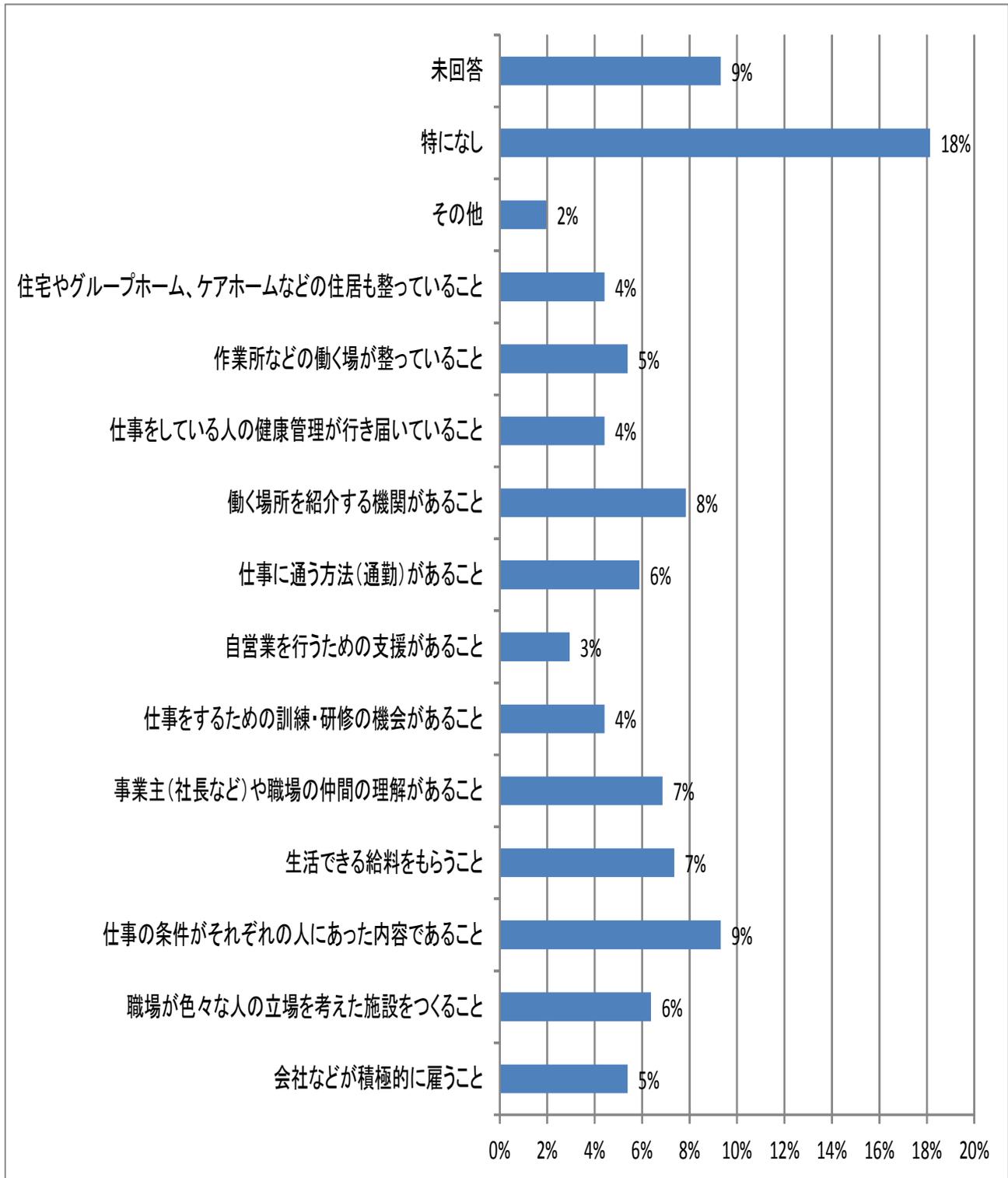


(4) 仕事について

「仕事をしていて不安や不満を感じる事」については「給料（収入）が少ない」が7%、「仕事に通うのが大変」が6%となっています。

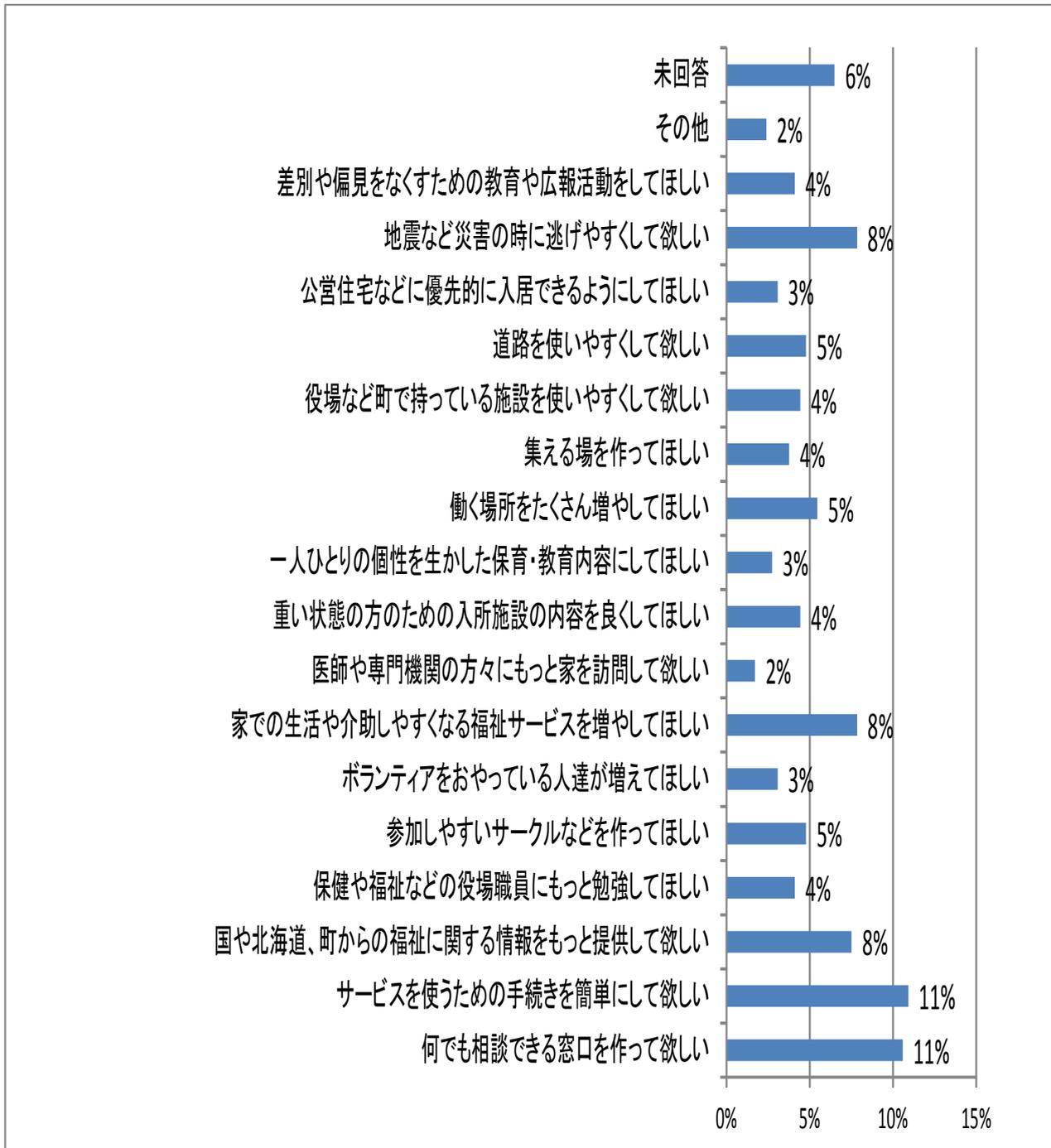


「あなたが働くために必要だと思うこと」については「仕事の条件がそれぞれの人にあった内容であること」が9%、次いで「働く場所を紹介する機関があること」が8%、となっています。



(5) 地域社会について

「暮らしよいまちにするために必要だと思うこと」については「サービスを使うための手続きを簡単にして欲しい」と「何でも相談できる窓口を作って欲しい」が11%、次いで「地震など災害の時に逃げやすくして欲しい」、「家での生活や介助しやすくなる福祉サービスを増やしてほしい」、「国や北海道、町からの福祉に関する情報をもっと提供して欲しい」が8%となっています。



障がい者計画アンケート調査事由記述集計

問4-1

あなたが現在悩んでいることや、相談したいことがありますか

- ・ 病院を退院した後の施設について。
- ・ 自力で働けるうちは特になし。

問4-2

あなたが現在悩んでいることを相談する相手はどなたですか

- ・ 病院のソーシャルワーカーや作業療法士。

問5

町の住宅対策として、今後特に望むことはなんですか

- ・ 建部団地やほくと団地にたつか一むのグループホームのサテライトを許可してほしい。
- ・ ペット可の公営住宅（家賃は安く、修繕費を都度請求）

問6（児童）

就学での不安や不満をかんじることがありますか

- ・ できるだけ専門をつけてほしい。

問6-1

仕事をしていて不安や不満を感じることはありますか

- ・ いろいろな課題や問題を負っている人たちが働きに来るので人間関係が難しい。
- ・ やはり身体に障害があるため不満を感じる。
- ・ 自営業なので働きは体に合わせてできます。
- ・ 人と関わりたくない、人が怖い。

問6-2

あなたが働くためにはどのようなことが必要だと思いますか

- ・ 職場内にも専門の相談員さんが必要と思う時があります。
- ・ やはり障害者に対し、外の目はきびしいと思う。
- ・ 障害者を雇うには、中小企業にはむずかしい所があるのでは。
- ・ 個室で作業できる、または自宅で作業できるのが一番良いです。

問7

皆様にとって暮らしよいまちにするためにはどのようなことが必要だと思いますか

- ・ 訓練（体を動かすなど）、勉強などを毎日見てくれる様な活動をしてほしい。
- ・ 山美湖のステージにスロープの取り付けと、階段に手すりをつけてほしい。
- ・ ありません。行き届いていることを実感しています。

○その他

- ・ 働くお母さんたちなどの為に放課後などに支援してくれる場所がほしい。
- ・ 壮瞥という町自体が人口も少ないということもあり、障害者も少ないと思うが、もう少し障害者やその家族が住みやすい町づくりをしてもらいたい。
- ・ 養護学校に通うにしても、送迎が長和又は伊達までしか来ないのであれば、そこまででも良いので、バスや乗用車などを出して送迎してくれるとありがたいです。
- ・ このアンケートがどこまで反映されるかわかりませんが、少しでも多くの人の意見に耳を傾けてほしいです。そうでなければアンケートなんてしない方がいいと思います。
- ・ 交通の便が悪いところに住んでいるため、高齢になると移動に大変不便があります。今は自分で移動しますが、あと何年？と考えると不安です。今ある町のコミュニティタクシーをもっと便利に利用できると良いのではないかと思います。
- ・ なやみや相談をきいてほしいと思います。
- ・ 滝之町にはいませんが、信号マナーをよくしてほしいです。
- ・ もうちょっとコンビニを増やして欲しい。
- ・ やはり身体に障害をもっているということは、外の目がきびしいと思う。これは今までも考えてきたことだが、以前と変わりはないと思う。しかし今の社協の考え方は良いと思うし、これからも今の形を続けてほしい。社会がもっと変わってくれば良いが・・・
- ・ 家での生活や介助しやすく、出来るだけ快適に過ごせるように、老人のシルバー給食センター的なものを作るべきだと考える。女性の炊事の仕事は大変なものです。
- ・ 電動車いすの貸し出し又は安く手頃に手に入れる方法を考えてもらう(個人で持つのは高価すぎて大変)
- ・ 町や国がサービスの有無の情報をわかりやすく説明してほしい。
- ・ 職員は各地域を巡回訪問して実情を把握してほしい(特に道路の状況等)。また、保健師は年に1回以上全戸訪問して、健康管理に役立てる必要があると思う。
- ・ 愛着障害を持つ人々へ、克服するための力をください。
- ・ 現状に満足しています。いつも親身に対応ありがとうございます。
- ・ 地域包括支援センターの働きに感謝しています。全ての相談はここから始まると思いました。
- ・ 地域活動支援センターノンノと相談室フロイデがある建物の移転先として、できる限り交通の便が良いところ(滝之町周辺)で検討してほしい。
- ・ そうべつに寿司屋をつくってほしい。そうべつでラーメンなどの出前をやってほしい。
- ・ 公営住宅のお風呂をユニット化する予定があるのならば、障がいのある方を優先する方が良いのではないのでしょうか。
- ・ これからも障害者に対する施策を充実させてほしいです。
- ・ 働く場所があれば人口も増えると思います。
- ・ 道路と保健センターの段差があり、足をかけて転んだことがある。

関係者へのニーズ調査結果集計（カテゴリ別）

○サービス・制度について

- ・ 軽自動車税免除は重度障害者でなければ受けることができないが、普通自動車の免除基準と同じになれば良いと思う。
- ・ 室蘭では1級の手帳を持っている人には水道料金の割引やゴミ袋の配布があった。地域によって利用できる制度の差があると思う。
- ・ 障がいを持っている人は人間関係が苦手だったりするが、ちょっとした支援があれば一人暮らしできる人がいる。障害があるけれど一人暮らしがしたい人へのサポートがあれば、自立した生活ができる人が増えると思う。
- ・ 手帳をもっている人向けのお風呂の割引券が、申請不要で手帳所持者に配布されると便利でよいと思う。新規対象者には申請なしで配布して、次年度分からは申請してもらうなどの形でもよいのではないか。
- ・ お風呂の割引券が一人あたり30枚だと一ヶ月でなくなってしまうので、もっと交付枚数が増えればよい。
- ・ 久保内出張所で福祉の手続きもできれば良い。
- ・ 病院には精神状態は安定しているのに、退院後に住む場所が見つからないため、退院できない人がたくさんいる。身寄りがない人は保証人を見つけることができず、公営住宅に入居することもできない。退院者の受け皿の確保や、受入れの支援があれば、退院できる人は増えると思う。
- ・ 相談室フロイデでも緊急時の相談対応を行う「地域定着支援」を実施しているので、地域の民生委員との連携や顔つなぎができればよいと思う。

○保健、医療について

- ・ 分煙をすすめて、たばこを吸わない人のところに煙がこないようにしてほしい。
- ・ 町の健康診断で今年から筋肉量などがわかるようになったが、もっと多くの項目が分かるようになってほしい。

○仕事について

- ・ 事業所内での作業で、ある程度自信を取り戻した利用者は、事業所外での受託作業などに従事して、段階的に社会と接することができるように支援している。
- ・ 事業所の利用者からは、社会に出て行く自信がなく、家から一步出て事業所に継続的に通うことが第一の目標というような話をよく聞く。長期入院や引きこもりによって、他者との関わり方への自信を無くしている方が多いようだ。
- ・ 障がい福祉サービス事業者に対する支援があるとよい。例えば販路拡大をする際のルート確保など、事業発展に対して町の支援があってもよいと思う。福祉所管課の担当ではないかもしれないが、この事業が発展すると町民の雇用増にもつながるのではないか。
- ・ 事業所の利用者にも事務仕事を希望する者が何名かいる。町から事務仕事の提供を受けることができると良い。
- ・ 月に1度でも、町への日雇いの仕事があると良い。
- ・ 以前は生活保護の申請も検討したが、仕事を始めて生活の目途を立てることができた。感謝している。

○社会参加について

- ・ 障がい者向けの町営温泉割引券があって良かった。
- ・ 一人で家にいるよりは、ノンノに来て他の利用者の方と話をしている方が精神的に安定する。
- ・ ノンノに来てから、精神的に立ち直り、頑張ることができている。いつも感謝している。
- ・ ノンノ以外にも、障がい者が集って茶話会やサークル活動のできる場所を作ってほしい。
- ・ 病院内でも病棟スタッフはノンノの活動を知らない人が多い。活動をもっと周知した方が良い。
- ・ 町内で買い物ができる大きいスーパーがあればよい。
- ・ ゲームセンターやカラオケなど、伊達市にあるような娯楽施設があれば良い。

○差別解消・理解促進について

- ・ 民間企業や一般町民の方に、障がい者は一般の人より劣っているという先入観を持ってほしくない。
- ・ 障がいのありようが多様化している。町民に向けて、町内事業所と協力し合いながら、障がいへの理解がすすむような取組を行ってほしい。
- ・ 役場からの文書にふりがなをふっているのは良いが、もっと内容がわかりやすいように、ていねいな言葉はいらないのでシンプルにしてほしい。
- ・ 大きい市から転入してきたが、町職員の対応は親身でありがたい。

○バリアフリー・交通について

- ・ 山美湖ホールで身体障がい者の団体の行事を行うことがあるが、ステージへの階段に手すりをつけてほしい。また常時でなくとも、車いすが上り下りできるスロープがほしい。
- ・ 前回の計画でも意見を出したが、ゆーあいの子の家の脱衣所から風呂場へのスロープに手すりがほしい。
- ・ 自治会の会員が高齢化しており、公営住宅の共有スペースの管理が難しくなっている。雪かき等、週に一度でもやってもらえるとありがたい。
- ・ 町内の居酒屋や食事場所で、もっと車いすで入りやすい場所が増えると良い。
- ・ 立香方面に障がい福祉サービス事業所が2カ所あるので、立香から滝之町まで歩く人が多く、橋の部分に歩道がなく危険だ。歩道などが整備されれば、歩行者もドライバーも安心できると思う。冬場の除雪も実施して欲しい。
- ・ 就労場所までの交通の便をもっとよくして欲しい。
- ・ バスの本数が減って、病院に行くにも不便だ。
- ・ コミュニティタクシーは、100円で町内の移動ができるので助かる。
- ・ コミュニティタクシーは他に誰が乗ってくるか分からない不安がある。女性専用の車両でもあればよいと思う。
- ・ コミュニティタクシーは、伊達方面は通院目的の利用のみなので、通院のついでに買い物もできるとよい。

○防災・防犯等について

- ・ 夜中にパトカーや救急車がよく走っている。防犯や安全についてもっと考えてほしい。
- ・ 自然災害対策について、壮瞥町総務課にも相談しているが、実際に災害が起きた際は、事業所単独で行動することはなく、町からの情報や避難場所の指示を受けて、関係機関と連携して行動することとなると思うので、防災訓練に関しては町主導で、年間計画を作成し、町内事業所と連携して訓練を実施する形が良いと思う。
- ・ しらかば団地に住んでいるが、台風の際に防災無線がよく聞こえなかった。もっと無線などを充実させてほしい。
- ・ 障がいの程度が重い人の住宅に防災無線の受信機を配布するなどの取組があってもよいと思う。

3 障がい者関連団体等の現状

(1) 障がい者関連団体

町内の主な障がい者関連団体は、次のとおりです。

名 称	主 な 活 動
胆振地区身体障害者福祉協会 壮警支部	目的：身体障がい者の自立更正及び身体障がい者福祉法の増進。 活動：北海道及び胆振管内障がい者スポーツ大会への参加協力。 町社会福祉大会及び各福祉事業への協力。

(2) 障がい者関連施設

町内の主な障がい者関連施設は、次のとおりです。

日中活動系施設

事業種別	事業所名	定員	設置者
就労移行支援	合同会社農場たつかーむ	10	合同会社農場たつかーむ
	NPO法人さらら壮警	6	NPO法人さらら壮警
就労継続支援A	合同会社農場たつかーむ	10	合同会社農場たつかーむ
	NPO法人さらら壮警	14	NPO法人さらら壮警
	NPO法人ふれんず	20	NPO法人ふれんず
	合同会社自然農業社	20	合同会社自然農業社
就労支援継続B	合同会社農場たつかーむ	10	合同会社農場たつかーむ
	NPO法人ふれんず	20	NPO法人ふれんず
地域活動支援センター	ノンノ	10	壮警町

居住系施設

事業種別	事業所名	定員	設置者
共同生活援助 (グループホーム)	ほーむ たつか	8	NPO法人サポートセンターたつかーむ
	ほーむ たきの	4	NPO法人サポートセンターたつかーむ
	ほーむ みやまえ	4	NPO法人サポートセンターたつかーむ
共生型住宅	ふれあいハウスさらら	9	NPO法人さらら壮警

相談支援事業

事業種別	事業所名	設置者
指定特定相談支援 指定障害児相談支援 指定一般相談支援	相談室 フロイデ	NPO法人サポートセンターたつかーむ

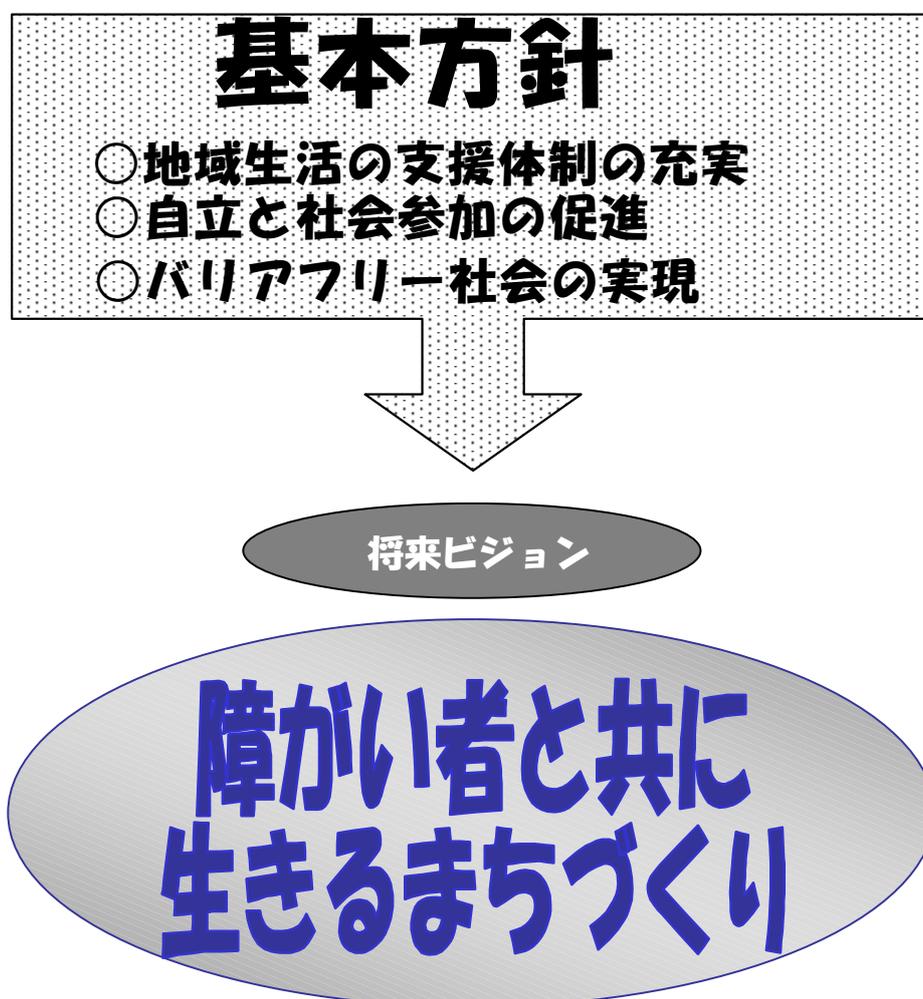
第3章 障がい者施策の考え方

1 障がい者施策のビジョン

(1) 基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障がいの有無にかかわらず、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指すために、「壮瞥町第1期障がい者計画」「第2期障がい者計画」の将来ビジョン「障がい者と共に生きるまちづくり」を継承し、「地域生活の支援体制の充実」、「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」、の3つの基本方針に基づき、障がい者施策の一層の促進を図ります。

(2) 将来ビジョン



2 基本方針

(1) 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、人生のどの段階でも必要なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で生活できるよう、相談支援や障害福祉サービスをはじめとするサービス提供体制の整備に努めます。

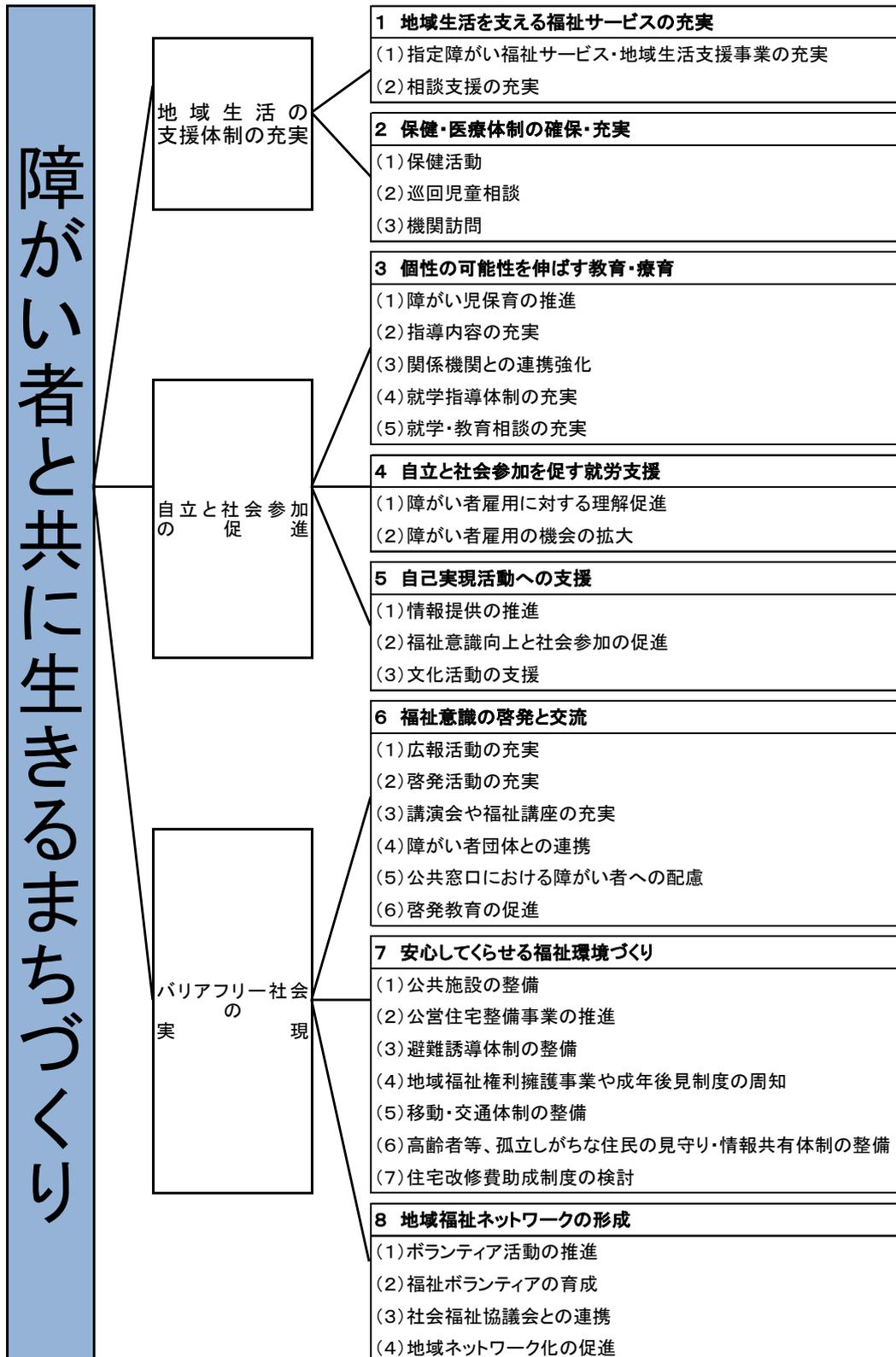
(2) 自立と社会参加の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により、主体的に行動し、地域で自立した生活ができるよう、身近な地域での療育や教育の提供、本人の希望や障がい特性に応じた就労支援、文化・サークル活動など、社会参加の取組の促進に努めます。

(3) バリアフリー社会の実現

地域に住むすべての人が住みやすく、暮らしやすい社会を築くために、障がいや障がいのある人への理解を進め、虐待や差別、偏見をなくす心のバリアフリー化、公共施設におけるユニバーサルデザインの普及や障がい特性に応じた防災体制の確保など環境のバリアフリー化、情報利用やコミュニケーションのバリアフリー化の取組に努め、すべての住民が地域福祉等のまちづくりに主体的に取り組むことができるような、協働のまちづくりを推進します。

3 ビジョン実現に向けた施策・サービス体系



第2編 障がい者計画

第1章 地域生活を支える福祉サービスの充実

施策展開の考え方

障がいに関する福祉問題は複雑多様化しているのが現状であり、障がいのある人が地域の中でいきいきと暮していくためには、地域での生活を継続できるよう、身近な相談支援体制や生活を支える福祉サービスの充実を図ることが必要です。

また、地域での生活を希望する施設入所者や精神病院入院者等に対する、地域移行の支援や受入れ体制の確保が求められています。

これまで、在宅生活を支える基盤の整備に努めてきましたが、障がいのある人の地域生活を支えるサービスニーズを踏まえつつ、今後は一層の拡充を図っていくことが必要です。

施策の展開

(1) 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実

【第2期実施状況】

障害者自立支援法、障害者総合支援法を踏まえながら、障がい福祉サービス、地域生活支援事業の給付を実施しました。

【第3期実施方針】

引き続き障害者総合支援法を踏まえ、地域で生活する障がいのある人たちのニーズに応じたサービス提供体制の確保と制度周知に努めます。

〔住民福祉課〕

(2) 相談支援体制の充実

【第2期実施状況】

担当部署において引き続き各相談業務を行うとともに、平成28年度から相談支援事業を「相談室フロイデ」に委託しています。「相談室フロイデ」は平成27年10月に指定一般相談支援の事業所として北海道の事業所指定も受けています。

【第3期実施方針】

障がいのある人のライフステージに対応した、必要なサービスが適切に提供されるよう、引き続き相談支援事業を実施し、保健、医療、福祉、その他地域の機関が連携して支援する体制の充実を図ります。

また、障がいに関する相談窓口として、相談支援事業を行っている相談室フロイデの周知に努めます。

〔住民福祉課〕

第2章 保健・医療体制の確保・充実

施策展開の考え方

これまでも健康づくり事業については、乳幼児期の発育、発達に心配のある方を早期に発見するため乳幼児健診、家庭訪問等を実施し対応をしていきました。

上記については、これからも引き続き実施し、また近年子育てに自信を持ってない母親が増加していることなどから、父親・家族・地域を巻き込んで子育てをする環境づくりが必要です。

施策の展開

(1) 保健活動

【第2期実施状況】

母子健康手帳交付から妊婦の出産の予定や生活状況、相談者や協力者の有無等を把握し、母子の健やかな成長を支えています。赤ちゃんが生まれた後は、健やかに成長発達していけるように、家庭訪問や来所、電話相談、乳幼児健診、育児サークル等において保健師や管理栄養士が相談に応じています。

また、乳幼児健診において成長発達に心配がみられた子及び未受診の子については、保育所や専門機関と協力・連携を図りながら、発達の確認・支援を行っています。

成人期以降については、本人が地域の一員として、在宅生活や社会生活を送れるよう見守る中で、必要に応じて病院・福祉施設等の関係機関と連携を図り、支援を行っています。

【第3期実施方針】

乳幼児の発育、発達上の心配を早期に発見し、両親の気持ちに寄り添いながら、適切な支援へと結びつくように、専門機関と連携を図り、保健師や管理栄養士が対応していきます。

また、障がいのある人が在宅生活を継続していけるよう、本人やその家族に対して、医療・福祉と連携しながら保健指導や支援を行います。

〔住民福祉課〕

(2) 巡回児童相談

【第2期実施状況】

乳幼児健診や保育所、学校等で、育児・発達に心配のある児童について、児童相談所の巡回児童相談を利用できる体制を整えています。

【第3期実施方針】

引き続き、巡回児童相談を利用できる体制の確保・充実に努めていきます。

〔住民福祉課〕

(3) 機関訪問

【第2期実施状況】

乳幼児期の発育・発達に心配のある児童を早期に発見し、適切な支援へと繋げるため、子ども発達支援事業を活用して、言語聴覚士や作業療法士、発達支援員による保育所訪問を実施しています。また、太陽の園の発達検査等を受診している児童については、保健師が出来る限り同伴訪問を行い、本人および家族の支援や関係機関との連携を図っています。

【第3期実施方針】

幼児期の発育・発達上の問題を早期に発見し、適切な支援へと繋げるため、言語聴覚士、保健師等による保育所訪問等、乳幼児の発達に関する情報交換・支援を引き続き行っていきます。

〔住民福祉課〕

第3章 個性と可能性を伸ばす教育・療育

施策展開の考え方

これまで「障がい児保育実施要綱」の制定、保育士の研修などを実施し受入体制の整備を図ってきました。

発達の遅れや障がいのある子どもたちが同一の場で遊びや生活をともにできるような環境の充実は、障がいに対する理解促進や子どもの心身の発達促進のためばかりではなく、一人ひとりの主体性と自立性を促す上で、今後一層重要となってくるものと考えられます。

施策の展開

(1) 障がい児保育の推進

【第2期実施状況】

各保育士が定期的に障がい児保育に関する研修を受講し、受入体制を整備しています。

「そうべつ子どもセンターにおける障がい児保育実施要綱」に基づく受入、保育士の加配も行っています。

【第3期実施方針】

子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を尊重する保育の充実を図ることにより、障がいに対する理解を促進するとともに、特性に応じた指導や支援の充実に努めます。

〔住民福祉課〕

(2) 指導内容の充実

【第2期実施状況】

太陽の園などの医療機関との連携により、子どもたちの特性を確認したうえで、作業療法士や言語聴覚士、心理士等の専門機関の指導助言等を活かし、子どもの特性に応じた支援をしています。また、保育所訪問により、集団活動の中での子どもたちの様子を確認したうえで、集団の中での関わり方や友達との関わり方についても必要な助言や指導を行っています。

保育士は、保健師等の関係職と連携して障がい児に関する研修等に参加するなど、能力向上、指導内容の充実に努めています。

【第3期実施方針】

引き続き、障がい児に関する研修等に保育士や保健師が参加し、さらなる能力向上と、指導内容の充実に努めていきます。

また、自閉症などの発達障がいに関する専門的な知識や技術の習得にも努めていきます。

〔住民福祉課〕

(3) 関係機関との連携強化

【第2期実施状況】

乳幼児健診や育児サークルにおいて、発達障がいの心配があると思われる児童に対し、児童デイサービス事業所あいあいROOMと連携し、助言を含めた継続支援を行っています。

【第3期実施方針】

障がいのある児童の保育にあたっては、望ましい発達を図るため、児童デイサービスセンターや医療機関等、関係する機関との連携を強化します。

〔住民福祉課〕

(4) 就学指導体制の充実

【第2期実施状況】

教育委員会では、就学指導体制の充実を図るため、特別支援教育連携協議会を設置し、支援が必要な児童生徒に対し、一人ひとりの特性に応じた就学措置や指導方法等を検討しています。

教育委員会が設置する教育支援委員会が、上記協議会の意見を元に、子どもたちの特性に応じた就学措置を検討しています。

【第3期実施方針】

適切な就学指導を行うため、引き続き就学指導体制の充実を図っていきます。

〔教育委員会〕

(5) 就学・教育相談の充実

【第2期実施状況】

教育委員会では、保護者からの依頼を受け、関係機関と連携を図り、就学・教育相談を実施しています。

【第3期実施方針】

引き続き保護者への適切な指導助言に努め、就学・教育相談の充実を図ります。

〔教育委員会〕

第4章 自立と社会参加を促す就労支援

施策展開の考え方

障がいのある人の就労の推進は、自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がいのある人がその能力や適正に応じた多様な働き方が可能となるよう、地域全体で応援する態勢づくりが求められています。

これまでも個々のケースについては雇用に対する理解促進を図るため関係機関と連携してきましたが、今後も町内事業所を始め、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人の就労支援を推進していきます。

施策の展開

(1) 障がい者雇用に対する理解促進

【第2期実施状況】

これまで具体的な事業は実施していません。

【第3期実施方針】

公共職業安定所(ハローワーク)などの関係機関や関係部署と連携を図り、各種障がい者雇用支援制度の周知や啓発に努めます。

〔住民福祉課〕

(2) 障がい者雇用の機会の拡大

【第2期実施状況】

町内就労支援事業所、地域活動支援センター、相談室フロイデ等と連携し、福祉的就労の利用を促進してきました。

また、「壮警町障がい者等就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労支援施設等からの物品の購入や役務の提供等の機会を設けました。

【第3期実施方針】

今後とも関係機関と連携し、就労希望者を雇用につなげる取組を推進します。

また、引き続き、障がい者就労支援施設等からの物品の購入や役務の提供の機会の推進に努めます。

〔住民福祉課〕

第5章 自己実現活動への支援

施策展開の考え方

これまでも生涯学習においては情報提供の実施、福祉ひろば等において福祉意識の向上に努めてきました。また、地域活動支援センターノンノにおいて、生産活動や余暇活動の場を提供してきました。

学習・文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がいのある人の生きがいや社会参加の促進につながり生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすこととなります。

今後も社会福祉協議会や地域活動支援センター等の関係機関との連携・調整を進めながら、住民の福祉意識の向上を図り、障がいのある人が積極的に社会参加できる環境づくりに努めていきます。

施策の展開

(1) 情報提供の推進

【第2期実施状況】

これまでは障がいのある人に特化した情報の提供は行っていませんが、全町民に対し生涯学習の情報提供を広報にて行っています。

【第3期実施方針】

生涯学習情報の積極的な提供が可能になるよう、様々な情報の提供方法を検討していきます。

〔教育委員会〕

(2) 福祉意識向上と社会参加の促進

【第2期実施状況】

「ぐるっと彫刻公園清掃ボランティア活動」などを実施し、ボランティア活動の機会を提供するとともに、社会活動への参加の機会を増やすよう努めています。

【第3期実施方針】

社会福祉協議会等の関係機関との連携・調整を進めながら、住民の福祉意識の向上を図り、障がいのある人が積極的に社会参加できるような環境づくりを推進します。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

(3) 文化活動の支援

【第2期実施状況】

社会福祉協議会に事務局のある身体障害者福祉協会壮警支部では毎年、胆振管内のスポーツ大会への参加、研修会への参加、支部の視察研修を実施しており、また全道障がい者スポーツ大会への個人参加も支援しています。

また、地域活動支援センターノンノにおいて、裂織りや密ろうの製作などの生産活動や造形教室などの芸術活動の機会を提供しています。

【第3期実施方針】

身体障害者福祉協会や地域活動支援センターの情報を広く周知し、文化活動参加者の増加に努めます。

また、引き続き障がいのある人や障がい者団体の自主的、主体的な文化活動の支援の方法について検討するとともに、活動や発表機会の充実に努めます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

第6章 福祉意識の啓発と交流

施策展開の考え方

これまで町広報紙や社会福祉協議会主催の「福祉ひろば」等において啓発活動、交流活動等の促進を通じて障がいのある人への理解促進に努めてきました。

これからの福祉には地域全体で支え合うことがますます重要になってきています。そのためには、住民の障がい者福祉への関心と理解を一層深められるよう、今後も広報啓発活動を充実させていくことが必要です。

また、障がいのある人もない人も互いに理解し合い、交流できる機会を拡充するとともに障がいのある人が地域の様々な交流の場に参加しやすい環境づくりが求められています。

施策の展開

(1) 広報活動の充実

【第2期実施状況】

町のホームページにおいて第2期壮瞥町障がい者計画や、第4期障がい福祉計画、障害福祉に関する各種制度の情報を掲載しています。その他、毎月発行する町広報紙の「保健センターだより」で、これまでに「うつ病」などについて掲載しています。

【第3期実施方針】

「広報そうべつ」などのメディアを活用しながら、住民への情報提供を充実し、障がいに関する理解を深める啓発活動に努めます。

町のホームページも、障がい関連の情報コンテンツの充実を図っていきます。

〔住民福祉課〕

(2) 啓発活動の充実

【第2期実施状況】

平成28年度には、障がい者総合支援法に基づく「壮瞥町理解促進研修・啓発事業」として、医療法人社団倭会こころとそだちのクリニックむすびめ田中院長を講師にお招きし、子どもと親の発達のあるりようと応援を主題とする講演会を開催しました。

また児童福祉啓発事業として、児童を対象に車いすの操作と高齢者の疑似体験の機会を提供する事業を実施しました。

【第3期実施方針】

引き続き障がいに関する啓発活動を、次に掲げるテーマを中心に、町広報誌や町ホームページを活用し、各関係団体と連携して実施していきます。

- 共生社会(障がいの有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会)の理念の普及
- 障がいに対する住民理解の促進
- 住民一人ひとりが日常生活等の中で自ら実施できる合理的配慮や工夫の周知

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

(3) 講演会や福祉講座の充実

【第2期実施状況】

平成25年度から「福祉ひろば」に代わり、「映画上映会」を毎年実施し、福祉について考える機会を提供しています。

また「壮瞥町理解促進・啓発事業」として講演会を実施しました。

【第3期実施方針】

手話や点字の普及等、障がいのある人への理解を深める取り組みを促進するとともに、障がい者福祉に関わる各種講演会等を開催します。

内容についてもニーズにあった内容にできるよう検討していきます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

(4) 障がい者団体との連携

【第2期実施状況】

身体障害者福祉協会壮瞥支部、NPO法人サポートセンターたつか一む、NPO法人さらら壮瞥、NPO法人ふれんず、合同会社自然農業社といった町内の関連団体と情報交換を行い、障がいのある人の支援を実施しています。

【第3期実施方針】

各団体・事業所の会議等、会員や利用者の方々が集まる機会を活用し、情報交換や意見交換を行うなど障がい者団体との連携強化を促進します。

〔住民福祉課〕

(5) 公共窓口における障がい者への配慮

【第2期実施状況】

プライバシーに関わる事案は相談室を使用するなど、来庁された方への配慮を心がけています。

【第3期実施方針】

役場や社会福祉協議会の相談窓口での障がいのある方への対応について、わかりやすい言葉遣いや相談の際の個室の利用など、障害のある人への必要な配慮を心がけ、相談しやすい対応や環境づくりの取組を推進します。

〔全部署〕

(6) 啓発教育の促進

【第2期実施状況】

各学校とも主に総合学習の時間に啓発教育を実施しています。

また、「思いやりの心」を大切に児童、生徒の育成に取り組んでいます。

【第3期実施方針】

小・中学校の様々な活動において、障がい者福祉に関わる体験や実践を取り入れるなど活動内容の充実を図るとともに、総合学習の時間を活用し、思いやりと福祉の心を育てるための啓発教育を推進します。

〔教育委員会・各学校〕

第7章 安心して暮らせる福祉環境づくり

施策展開の考え方

公共施設等については、障がい者用トイレの設置やスロープなどによる段差の解消等を進めていますが、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためにはまだ十分なバリアフリー化が達成された状況とは言えず、今後もより適切な方法でバリアフリー化を推進していく必要があります。

公営住宅においても新築住宅は、スロープ、手すり等の設置など対応をしていますが、既存の住宅には対応されていないのが現状です。

また、障がいのある人や介護者が高齢化していく中、災害時における安全を確保するための防災体制の確立が求められています。

障がいのある人の権利擁護については、制度的には地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度などがありますが、こうした制度に関する周知・利用の状況はまだ十分ではありません。障がいのある人の地域生活に向け、今後はさらにこれら制度に関する普及・充実に努めることが求められています。

施策の展開

(1) 公共施設の整備

【第2期実施状況】

バリアフリーに配慮した整備の推進という観点から、新庁舎、山美湖、そうべつ情報館iに手すり、多目的トイレ、エレベーター、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、床の段差の解消に努めております。ただ、既存の施設には未整備が多いため解消が課題です。

【第3期実施方針】

公共施設（温泉施設を含む）について、障がいのある人や高齢者も含めて、誰もが安全に利用できるよう、スロープやてすり、視覚障がい者誘導用ブロック、多目的トイレの設置など、バリアフリーに配慮した整備に努めます。

〔各施設所管課〕

(2) 公営住宅整備事業の推進

【第2期実施状況】

新築公営住宅においてスロープ、手すりを設置し、高齢者等向け住宅には玄関で靴の履き替えに配慮した椅子の設置のほか、すべて引き戸にしたり、車いすでも対応できるように開口幅の確保等に努めております。

ただ、建設年数の古い住宅はほとんど対応出来ていないのが現状です。

【第3期実施方針】

公営住宅の建設・整備に際しては、高齢者・障がいのある人に対応した段差解消や手すり設置などはもとより、ユニバーサルデザインの視点に立った整備に努めます。

また、既存の公営住宅においても手すり等の設置等、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を検討します。

〔建設課〕

(3) 避難誘導體制の整備

【第2期実施状況】

災害時に支援が必要な方を把握するために、防災担当課と福祉担当課において、避難行動要支援者の情報を共有しています。

また平成28年度には、町内障がい福祉事業所職員及び利用者に参加いただき、防災訓練を実施しました。

【第3期実施方針】

災害時に備え、地域における障がいのある人などの避難行動要支援者の支援体制等の構築を図るため、個人情報の取り扱い等に配慮しつつ、災害時に支援が必要な人の状況等を事前に把握するため避難行動要支援者台帳の整備、更新に努めます。

また引き続き町内福祉事業所と連携した防災訓練の実施や、避難誘導體制の整備に努めます。

〔総務課・住民福祉課〕

(4) 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度の周知

【第2期実施状況】

平成28年度から室蘭成年後見支援センターに事業委託を行い、成年後見制度に関する定期巡回相談や出前講座を実施しています。

また町内就労支援事業所等と連携し、地域福祉権利擁護事業の利用を支援しています。

【第3期実施方針】

室蘭成年後見センターや社会福祉協議会と連携し、判断能力の低下等により権利を侵害されやすい障がいのある人や高齢者のために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの生活援助を行う地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度の周知及び利用支援に努めます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

(5) 移動・交通体制の整備

【第2期実施状況】

平成25年10月から予約運行型乗合タクシー「壮瞥町コミュニティータクシー」の運行を開始しました。

【第3期実施方針】

引き続き「壮瞥町コミュニティータクシー」を運行するとともに、事業の周知に努めます。

〔企画調整課・住民福祉課〕

(6) 高齢者等、孤立しがちな住民の見守り・情報共有体制の整備

【第2期実施状況】

平成27年10月から相談室フロイデで、障害者総合支援法に基づく「地域定着支援」を開始し、独居生活に不安のある障がいのある人に緊急時の相談体制を提供し、見守り活動を実施しています。

【第3期実施状況】

今後も役場と相談支援事業所、社会福祉協議会、民生委員、自治会等が連携してひとり暮らし等で外出の少ない、孤立しがちな方々の見守りや情報共有の体制整備に努めます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

(7) 住宅改修費助成制度の検討

【第2期実施状況】

障害者総合支援法に基づく「壮瞥町日常生活用具給付事業実施要綱」の改正を行い、障がいのある人の住宅の手すりをつける等の改修を、補助対象項目に追加しました。

【第3期実施状況】

在宅で生活される方が安全で快適に生活するために制度を拡充しましたことから、相談室フロイデ等と連携をとり、制度の周知に努めます。

〔住民福祉課〕

第8章 地域福祉ネットワークの形成

施策展開の考え方

これまでも社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会等を中心にボランティア活動の推進に努めてきました。

障がいのある人が住み慣れた地域でともに生活し活動していくためには、障がいのある人も含めた住民、事業所など、すべての人々がそれぞれの役割を分担し、ともに力を合わせていく必要があります。

こうした視点からも、町ではボランティア活動等への支援を行っていますが、今後の地域福祉において住民活動やボランティア活動は地域づくりの大きな担い手として期待されています。

住民との協働による地域福祉を実現するため、地域ぐるみで障がいのある人の支援を可能にするような地域ネットワークづくりに努めていきます。

施策の展開

(1) ボランティア活動の推進

【第2期実施状況】

ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会では誰もが参加しやすいボランティア活動を目的に毎年6月に「ぐるっと彫刻公園清掃ボランティア活動」を実施し、多くの町民の方に参加をいただいています。

また、毎年実施しているふれあい交流会事業では、身体が不自由で思うように外出できない高齢の方を対象に家族やボランティアの協力を得て、行楽地に出かける事業を実施するなど、地域住民のボランティア活動への理解の促進に努めています。

【第3期実施方針】

障がいのある人の地域における自立支援の確立に向け、その生活を援助するボランティア活動や障がいのある人の社会参加を援助するボランティア活動、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助するボランティアなど、高齢者を含めた広範なボランティア活動に対する支援充実に努めるとともに、地域住民のボランティア活動への理解の促進に引き続き取り組みます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

(2) 福祉ボランティアの育成

【第2期実施状況】

毎年ボランティア研修会を開催し、福祉ボランティアの育成に努めています。

また、児童生徒への福祉啓発事業として、町内全ての小中高等学校へ、ボランティア活動費の援助を行いました。

【第3期実施方針】

障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加を促進するため、福祉ボランティアの育成に引き続き努めます。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

(3) 社会福祉協議会等との連携

【第2期実施状況】

社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会と連携し、毎年実施している「ぐるっと彫刻公園清掃ボランティア活動」や社会福祉協議会に委託している高齢者在宅生活支援事業の「配食ボランティア」、高齢者の方々の一人暮らしの安否確認を含めた友愛訪問といったボランティアの活動の推進に取り組んでいます。

【第3期実施方針】

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域住民による福祉活動やボランティア活動を推進していきます。

また、民生委員児童委員と相談室フロイデ等との連携を促進し、障がいのある人と地域住民との連携役として、その活動の充実を促進します。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

(4) 地域のネットワーク化の促進

【第2期実施状況】

町内の福祉・医療等の機関との連絡ネットワークを形成し、地域課題等について情報共有を図っています。

【第3期実施方針】

誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり、地域ぐるみの福祉コミュニティづくりを推進するため、地域住民や自治会等の自主組織、住民活動、ボランティア団体、事業所などとのネットワークづくりを引き続き推進します。

〔社会福祉協議会・住民福祉課〕

壮警町障がい者地域自立支援協議会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
会 長	NPO法人サポートセンターたつかーむ 代表	高野 律雄
副会長	医療法人社団倭会 三恵病院医療福祉課医療相談室長	成田 昭仁
委 員	身体障害者福祉協会壮警支部 理事	大塚 久
	壮警町地域活動支援センター・ノンノ センター長	島袋 孝
	NPO法人さらら壮警 サービス管理責任者	千葉 巖也
	壮警町民生委員協議会 民生委員児童委員	千田 愛子
	NPO法人ふれんず 代表理事	伊藤 直行
	相談室フロイデ 室長	千葉 裕子

計画策定の経緯

平成28年 6月20日	<p>◆平成28年度第1回障がい者地域自立支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期障がい者計画策定に係るスケジュール・アンケートの実施案等についての説明・協議
平成28年 8月 1日～ 10月31日	<p>◆第3期障がい者計画策定に係るアンケート調査、事業所ヒアリングの実施</p>
平成28年12月 8日	<p>◆平成28年度第2回障がい者地域自立支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期障がい者計画策定に係るアンケート・事業所ヒアリング結果報告、計画素案の検討
平成29年 1月25日	<p>◆平成28年度第3回障がい者地域自立支援協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期障がい者計画案のとりまとめ